

令和7年度 高知県立大学後援会学生研究等支援事業募集要項

1 趣旨

高知県立大学大学院に在籍する学生が研究活動を行う場合に必要な経費を支援し、院生の研究の活性化を図ることを目的とする支援金を支給する。

2 出願資格

高知県立大学大学院に在籍する学生が、個人又はグループの研究活動において高い目標を目指している者で、その活動に対して本学教職員の推薦を受けた者を対象とする。なお、支援金の支給は博士前期課程、博士後期課程それぞれで1回のみとするが、博士課程は2回とする。（高知県立大学後援会に会費を納入している者に限る。）

3 募集の対象期間

令和7年度の活動（助成対象期間は2月末日まで）

4 支援金額

1, 300, 000円（ただし、1件あたりの最高額は10万円を原則とする。）

5 申請手続き

1) 提出書類

支援金の支給を受けようとする者は、申請書（様式1）および推薦書（様式2）、事業の見積書および通帳の写し（口座番号等がわかるページ）を添えて申請すること。

申請書提出時に既に事業が終了している場合は、申請書、推薦書に加え、事業終了証明書（様式3）および領収書を添えること。

※見積書・領収書の宛名は支援金の支給を受ける者の氏名とする。

2) 提出期限

令和7年8月22日（金）17時

6 選考方法

2研究科の代表者で構成する審査会で選考する。

7 選考基準

次の要件を勘案して選考する。

- 1) 教員配分の学生教育費で支出できない事業費または、支出限度額を上回る事業費であること
- 2) 関連学会等の水準からみて、優れた研究となる可能性が高いものであること
- 3) その他本事業の趣旨の実現のために必要な事項

8 選考結果

選考結果は、事務局より申請者および推薦者に対し、審査会終了後1週間以内に助成の可否に関わらず電子メールにて通知する（9月中旬頃を予定）

9 支援金の支給

支給申請に基づき、概算払い、精算払いの調整を行う。

(支給対象事業の執行中に不正や事業目的を逸脱するなど、不適正な事実が明らかになった場合は、支給停止や返還を求めることがある。)

10 概算払

概算払を希望する場合は、必要な月の前月20日までに請求すること。(様式4)

11 支援金の使途

事業計画の遂行およびとりまとめに必要な経費で、以下の「後援会学生研究支援事業支援金・費目一覧表」のとおりとする。

後援会学生研究等支援事業 支援金・費目一覧表

費 目	内 容
(1) 旅行経費	・片道 30Kmを越える旅費(調査、打ち合わせ、学会、会議出席等)に伴う交通費、宿泊費、雑費
(2) 印刷費	・事業のための調査票・集計表等の印刷費(1件2万円を超えるもの)
(3) 会議経費	・会場借用費
(4) 通信・運搬費	・事業のための依頼文書・調査票・集計表等の郵送料(総額で2万円を超えるもの) ・機器運搬費
(5) 消耗品費	・事業のために必要な消耗品費(PC等電子機器類は不可)
(6) 書籍費	・事業のために必要な書籍費(上限1万円まで)

次の経費は認められません。

- ・学会等への参加費
- ・2回目以降の自己研鑽の学会への参加にかかる旅費
(発表を伴う学会の旅費は全て認めるが、自己研鑽は1回のみ認める)
- ・事業代表者・共同事業者の人件費
- ・事業代表者・共同事業者の携帯電話等通信費
- ・研究組織の運営管理に必要な一般管理費
- ・研究成果の発表を目的として行う報告書の印刷、図書の刊行および通訳費
- ・研究成果の発表を目的として行う論文投稿料
- ・シンポジウム等の開催費用
- ・別途支給を受ける経費
- ・その他後援会が不適切と認める経費

1 2 実績報告

1) 事業終了後1ヶ月以内に事業報告をすること。(様式5)

(報告内容によっては、返還を求めることがある。)

2) 実績報告提出期限

令和8年2月27日(金)17時

1 3 その他

高知県立大学大学院研究助成金に申請している方は、お知らせください。

1 4 事務局

高知県立大学 池キャンパス 教務・学生支援課 後援会担当